

社会福祉施設等の概要

施設の種類		施設の目的及び対象者
保護施設	救護施設 (生活保護法)	身体上又は精神上著しい障害があるために独立して日常生活が営めない要保護者を入所させ、生活扶助を行う。
	医療保護施設 (生活保護法)	医療を必要とする要保護者に対して、医療を給付する。
老人福祉施設等	養護老人ホーム (老人福祉法)	65歳以上で、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が入所し、自立的な日常生活の援助等を行う施設。
	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） (老人福祉法・介護保険法)	要介護の高齢者等が入所し、介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。
	介護老人保健施設 (介護保険法)	要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようするための支援が必要であるものに対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設。
	認知症高齢者グループホーム (老人福祉法・介護保険法)	認知症の状態にある要介護者等が、小規模な住空間で専属のスタッフによるケアを受けながら、少人数の共同生活を行い、家庭的な雰囲気の中で、安心した生活を送る施設。
	軽費老人ホーム（ケアハウス） (老人福祉法)	60歳以上で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な方が入所し、無料又は低額で日常生活上必要な便宜を提供する施設。
	経過的軽費老人ホーム（A型・B型） (老人福祉法)	(A型)高齢等のため独立して生活することに不安がある方が入所する施設。 (B型)身体機能の低下した者又は高齢等のため独立して生活することに不安がある方が入所する施設。(原則自炊)
	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター) (平12.9.27老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知)	高齢等のため独立して生活することが困難な概ね60歳以上の高齢者等に対し、住居を提供することにより、介護支援機能、居住機能及び地域住民との交流機能を総合的に提供する施設。
	有料老人ホーム (老人福祉法)	高齢者が入所し、介護や日常生活上の便宜等のサービスを提供する施設。
	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者を対象とし、安否確認や生活相談等のサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。
	老人短期入所施設（ショートステイ） (老人福祉法・介護保険法)	介護者の疾病その他の理由により、家庭において適切な介護を受けることが困難な方が一時的に入所し、日常生活上必要な介護を短期間受けることができる施設。
	老人デイサービスセンター (老人福祉法・介護保険法)	居宅要介護者等に対し、入浴・食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、その他のサービスを提供する施設。
	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (介護保険法)	居宅要介護者等に、その心身の状況等や希望に応じて、「通い」、「訪問介護」、「宿泊」を組み合わせ提供し、日常生活上の介護及び機能訓練を行うサービス。
	看護小規模多機能型居宅介護	居宅要介護者に、その心身の状況等や希望に応じて、「通い」、「訪問介護」、「訪問看護」、「宿泊」を組み合わせ提供し、日常生活上の介護及び機能訓練等を行うサービス。
	在宅介護支援センター (老人福祉法)	自宅で暮らす要援護または要援護となるおそれのある高齢者やその介護者等に対し、在宅介護等に関する相談に応じ、各種保健福祉サービスが総合的に受けられるよう関係機関との連絡調整を行う施設。
	地域包括支援センター (介護保険法)	高齢者等の介護予防、実情把握、情報提供、連絡調整、権利擁護、介護サービス計画の検証等を行い、地域住民の保健医療福祉を包括的に支援する施設。
	老人福祉センター (老人福祉法)	高齢者に対し各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を、無料又は低額な料金で提供する施設。
	老人憩の家 (昭40.4.5社老第88号厚生省社会局長通知)	各市町村の原則として60歳以上の方に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供する施設。
	介護医療院 (介護保険法)	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設。

施設の種類		施設の目的及び対象者
障害福祉サービス事業所等	療養介護 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話の供与を行う。
	生活介護 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	常時介護を要する障害者につき、主として昼間、施設において入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行う。
	短期入所 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。
	自立訓練（機能訓練） (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	身体障害者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練等を行う。
	自立訓練（生活訓練） (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	知的障害者・精神障害者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。
	宿泊型自立訓練 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	知的障害者・精神障害者に対し、一定期間居住の場を提供して、家事等の日常生活能力の向上のための訓練等を行う。
	就労選択支援 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行う。
	就労移行支援 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	一般企業等への就労を希望する障害者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。
	就労継続支援（A型） (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。
	就労継続支援（B型） (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。
	就労定着支援 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	就労移行支援等を利用して、一般企業に新たに雇用された障害者に対し、雇用に伴う生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。
	障害者支援施設 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	施設に入所する障害者に、夜間や休日、入浴、排せつ又は食事の介護等を行う。
	共同生活援助（GH） (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	主として夜間において共同生活を営む住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。
	地域活動支援センター (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。
	一般相談支援事業（地域移行支援） (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	地域の障害者等の福祉に関する相談に応じ、情報提供及び助言、市町村及び事業者等との連絡調整を行う。 また、障害者支援施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う。
	一般相談支援事業（地域定着支援） (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	地域の障害者等の福祉に関する相談に応じ、情報提供及び助言、市町村及び事業者等との連絡調整を行う。 また、居宅において単身等の状況において生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等を行う。

施設の種類		施設の目的及び対象者
障害福祉サービス事業所等	特定相談支援事業 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	地域の障害者等の福祉に関する相談に応じ、情報提供及び助言、市町村及び事業者等との連絡調整を行う。 障害者及び障害児の心身の状況、環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、事業者との連絡調整を行うとともに、支給決定等の内容を記載した計画の作成を行う。計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して計画の見直しを行う。
	障害者就業・生活支援センター (障害者の雇用の促進に関する法律)	就業を希望される障害者の方、あるいは在職中の障害者の方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関と連携のもとで、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う。
	その他の作業所等	社会的自立が難しい障害者で家庭から通所可能な者に対し、作業指導、生活指導等を行う。
社会参加支援施設 身体障害者	視聴覚障害者情報提供施設 (身体障害者福祉法)	無料又は低額な料金で、点字刊行物、聴覚障害者用の録画物、その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、又はこれらを視聴覚障害者の利用に供与する施設。
	身体障害者福祉センター (身体障害者福祉法)	無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供する施設。
児童福祉施設等	保育所 (児童福祉法)	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする。
	特例保育施設（旧へき地保育所） (昭36.4.3厚生省発児第76号厚生事務次官通知)	へき地における保育を要する児童に対し必要な保護を行い、もってこれらの児童の福祉の増進を図る。
	児童館 (児童福祉法)	児童福祉法に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。
	地域子育て支援拠点事業 (児童福祉法)	乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を目的とする。
	放課後児童健全育成事業 (児童福祉法)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図るもの。
	乳児院 (児童福祉法)	乳児（保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の幼児を含む。）を入院させて、これを養育することを目的とする。
	児童養護施設 (児童福祉法)	乳児を除いて、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする。
	児童自立支援施設 (児童福祉法)	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする。
	母子生活支援施設 (児童福祉法)	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする。
	助産施設 (児童福祉法)	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせることを目的とする。
	児童自立生活援助事業 (児童福祉法)	義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所した者等に対し、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就学の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。
	小規模住居型児童養育事業 (児童福祉法)	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童に対し、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とする。

施設の種類		施設の目的及び対象者
児童福祉施設等	認定こども園 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)	幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ教育・保育施設であり、就学前の子どもに対して教育と保育を一体的に提供することを目的とする。
	小規模保育事業 (児童福祉法)	原則、満3歳未満の保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする。
	事業所内保育事業 (児童福祉法)	事業主が主にその雇用する労働者の監護する乳児・幼児を保育することを目的とする。
	障害児入所施設（福祉型） (児童福祉法)	障害児を入所させて保護するとともに日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする。
	障害児入所施設（医療型） (児童福祉法)	知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（重症心身障害児）を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行うこと、並びに知識技能を与えることを目的とする。
	指定発達支援医療機関（重症心身障害児） (児童福祉法)	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（重症心身障害児）を委託して保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行うこと、並びに知識技能を与えることを目的とする。
	指定発達支援医療機関（肢体不自由児） (児童福祉法)	進行性筋萎縮症児を委託して保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行うこと、並びに知識技能を与えることを目的とする。
	児童発達支援センター (児童福祉法)	障害児を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
	児童発達支援 (児童福祉法)	障害児を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。（児童発達支援センター以外で行われるもの）
	放課後等デイサービス (児童福祉法)	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児を、授業の終了後又は休業日に通所させ、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等を行う。
	障害児相談支援事業 (児童福祉法)	障害児通所給付費の申請に係る障害児の心身の状況、環境等を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、事業者等との連絡調整等を行うとともに、その給付決定等の内容を記載した計画の作成を行う。計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して計画の見直しを行う。
その他の施設等	地域福祉センター (平6. 6. 23社援地第7 4号厚生省社会・援護局長通知)	地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた、各種相談、入浴・給食サービスを行うとともに、住民の参加の下に、地域の実情に応じた各種事業を実施し、もって地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚をはかることを目的とする。
	福祉センター等	社会福祉関連の様々なサービスを提供する施設。
	隣保館 (社会福祉法)	広く人権問題の理解を深めることを目的に建てられた施設
	無料低額診療施設 (社会福祉法)	生活困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う。
	無料低額介護老人保健施設 (社会福祉法)	生活困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法にいう介護老人保健施設を利用させる施設。
	無料低額介護医療院 (社会福祉法)	生活困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法にいう介護医療院を利用させる施設。
	訪問看護ステーション (介護保険法・老人保健法・健康保険法)	医師の指示に基づき、在宅の要介護老人、在宅の難病患者等に看護師等を派遣し、家庭において、より安定した療養生活が送れるよう訪問看護サービスを提供する。
	女性自立支援施設 (困難な問題を抱える女性への支援に関する法律)	困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。
	介護福祉士養成施設 (昭62. 12. 15厚生省令第50号)	介護福祉士を養成するための施設。
	社会福祉士養成施設 (昭62. 12. 15厚生省令第50号)	社会福祉士を養成するための施設。